

京都さつき法律事務所報 第28号 2016(平成28)年7月1日発行

発行人 京都さつき法律事務所 〒604-0931 京都市中京区河原町二条西入る榎木町95番1 延寿堂第二ビル2階

TEL 075-257-3361 FAX 075-257-3371 E-mail: info@kyoto-satsuki.jp HP: http://kyotosatsuki.xtr.jp/

編集責任者 山下信子

## 暑中お見舞い申し上げます



2016年盛夏

京都さつき法律事務所一同

## 大規模地震から想うこと

弁護士 山下信子

1. 熊本地震で被災された方々を心からお見舞いし、被災者支援に尽力されている方々に敬意を表します。この間の報道に接し、私も、阪神・淡路大震災の



とき、東日本大震災のときのささやかな見聞を思い出しました。私が見たのは、被災者、自治体職員、ボランティアの人々の辛抱強く秩序だった行動でした。

### 2. 阪神淡路大震災のとき

発生直後の1995年1月末から2月一杯、被災地の自治体は、毎日、特に甚大な被害を受けた豊中、芦屋、尼崎、西宮、神戸市東灘、灘区などの、市役所・区役所・商工会議所で、「地震特別相談所」を開催すべく、弁護士会、税理士会、司法書士会などに、専門相談員の派遣を要請し、弁護士会も、この要請に応えました。

当時、これほどの大災害に伴

う問題についての解説書は皆無で、近弁連は、法律相談担当弁護士と自治体担当職員のために、大阪弁護士会の、特に優秀な若手を緊急招集して、徹夜の作業で、わずか3日間で、相談マニュアル「地震に伴う法律相談」を完成させました。私も、このマニュアル本を握りしめて、西宮商工会議所に出かけたのです。

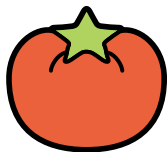
西宮商工会議所では、大会議室が相談会場となっていて、専門相談員が並ぶ前方には、何の仕切りもなく、待合室もないため、順番を待つ何十人という被災者には、相談の様子が丸見え、プライバシーなんてありません。会場には、周辺の倒壊家屋から

出る砂塵が舞い、お茶くみ専任の職員が絶えずお茶をつぎ足してくれるにもかかわらず喉が苦しい。でも誰ひとり文句を言わず、相談者は何十分も辛抱強く待って、わずか10分～15分の相談に感謝の言葉を述べて帰っていかれるのです。

私は、その後2年間、他の多くの若手弁護士と同様に、被災地の区役所等で開催された無料法律相談のため、何度か神戸に通いました。

当時の法律相談については、大阪弁護士会・総合法律相談センター委員会委員長（当時）が次のようにまとめています。

「今回の震災での相談は、持つ者と持たざる者にとに単純に区分することができない性格を持っている。老後の生活資金確保の目的でなけなしの資金と借入金で文化アパートを建築したが、全半壊し、借家人から一斉に敷金の返済や修繕・賃料の減額を迫られている。再建しようにも新規融資の取付が困難な人がいる。客観的に見る限り、家主も店子も震災による被害者であり犠牲者である。それぞれが自己の立場を法律的に貫徹することは、徒に紛争を激化させ、解決を遅らせるだけである。双方が相手の立場にも理解を持ち、可能な限り譲歩して話し合いにより妥当な解決を図ることが必要である。」（ジュリスト1995年6月20日号182頁以下、坂本秀



文弁護士の論稿「阪神・淡路大震災における法律相談-被災者救済活動の一つとして」より）

私が見たのも、「あなたは、借家人として、大家さんに対して、こういう権利が主張ができますよ。」と説明しても、「大家さんも辛いとわかっているのに、そんなことよう言われへん。」と頭を抱える人々、相手の立場に理解を持ち苦悩する人々でした。

### 3. 東日本大震災のとき

発生の翌々月の2011年5月、私は、岩手県陸前高田市の避難所で、弁護士相談を担当しました。東日本大震災を受け、日弁連（日本弁護士連合会）は、東北三県に、連日一日100人規模の弁護士を派遣して、被災者の法律相談にあたったのですが、私も、阪神大震災時の経験を活かすべく、手を挙げたのです。

陸前高田市は、岩手県内でもっとも死者・行方不明者が多かった市で、避難所での相談も、同時死亡の推定、認定死亡、失踪宣告など、普段は使わない条文の重たい相談ばかり。息子を亡くした母（お姑さん）と夫を亡くした妻（お嫁さん）が一緒に相談に来られることもありました。

津波で家が流され、会社から解雇され、住宅ローンだけが残っている方、それでも、義援金の給付を受けたら、まず住宅ローンの返済をしよう、つまり、どんな状況でも法律を遵守しようとする態度に感銘を受けました。相談のあとには、「先生、どこからおいでなされた？」と聞いてくださり、京都から来た

と答えると、三つ指をつけてお礼を言って下さるやさしさにも、心を打たれたのです。

ところで、相談前夜、私は、食事のために盛岡駅前の小さな居酒屋に入ったのですが、そこでは、大学院生、大企業の部長さんなど、全国からボランティアに駆けつけた見知らぬ人同士が親しく情報交換をしていて、ひとりで心細げにしている私にも声をかけてくれました。そして、私が法律相談に来た弁護士と知ると、充実した助言ができるようにと、いろんな情報を教えてくださったのです（たとえば、義援金・給付金目当てに悪徳商法を展開しようとやって来ている関西ナンバーの自動車のことなど）。

このとき、組織に属さず単身で来ている人が効率的に働けるボランティアの受付・配置システムや、企業のボランティア有給休暇制度の実際を知りました。また、各ボランティアが、あの地区にはどの県職員が入っている、どの地区の片付けがどの程度まで進んでいる、など具体的な情報を持っていて、情報の把握・共有システムが整っていることもわかりました（皆がわからないと言っていたのは、原発事故被災県の状況だけでした）。

4 上記の大震災の経験を踏まえ、災害救助法や災害対策基本法その他たくさんの法律が整備されてきました（緊急事態条項もあります）。問題は、現地の自治体職員や住民が日頃からどう準備するか、そして、震災発生後、地方自治体が臨機応変に

動ける体制を整備するか、なの  
だと思います。



ところが、大規模自然災害を  
口実に、緊急事態条項を憲法改  
正の手始めにしようとする動き  
があります。内閣総理大臣に権  
限を集中させて、国会が機能し  
ていても、政令であらゆる人権  
を制限することができて、戒厳  
令を出すこともできて、地方自

治体の権限を縮小する考え方  
です。

この議論が通ってしまえば、  
あまりに失うものが大きいけれ  
ど、それだけでなく、被災者や  
自治体職員やボランティアに失  
礼な議論だと思うのは、私だけ  
でしょうか。。？

## ドラマの主人公たちに学ぶこと

弁護士 本條裕子

この原稿を執筆している今現  
在、「99.9%」や「グッドパー  
トナー」といった、弁護士を主  
人公にしたドラマが放送されて  
いるようです。残念ながら私は  
見られていませんが、これまで  
に「リーガルハイ」や「HERO」  
(こちらは検察官ですが)であ  
れば見たことがあります。もち  
ろんドラマですので、「いやい  
や、流石にそれはないよ〜(苦  
笑)」と突っ込みたくなるよう  
な脚色もあるのですが、総じて  
主人公たちは、事件に真剣に取  
り組み、悩み、見事に解決に導  
いていくので、見ていて爽快な  
気持ちにさせてくれます。

こうしたドラマに共通すると思  
われるのが、主人公たちがよく  
現場に出かけていくことです。  
ドラマを面白くしようとすれば、  
ずっと事務所に居て仕事してい  
るだけではつまらない、という  
理由もあるのですが、実際、  
事件の現場を訪れてみて初めて  
わかるということもたくさんあ

ります。

たとえば、交通事故。「見通  
しの悪い交差点で事故が起き  
た」と一口に言っても、その交  
差点はどういう形で、どこに信  
号や標識があるのか、一体何が  
原因で見通しが悪いのか、本当  
に見通しは悪いのか、事故の他  
の要因はないのか、などといっ  
たことを検証するには、やはり  
現場を訪れる必要があります。

また、それ以外の事件でも、  
相談者・依頼者にとっては「日  
常」であり、あまりにも当然の  
ことであるため無意識に説明を  
省いていたことが、現場に行っ  
て初めてわかることもあります。  
特に、明るさ、におい、音、と  
いった、言葉には表現しにくい  
情報については、そうではない  
かと思います。

こうした理由により、当事務  
所に入所する以前から、私は山  
下弁護士より、「現場100回っ  
て刑事さんが言うことがあるけ  
ど、弁護士でも大事なんやで。



どんなに忙しくても、必要な  
ときにはちゃんと現場に行かな  
かん。」と、現場に足を運ぶこ  
との大切さを教えられてきまし  
た。そして、入所後事件を担当  
するようになってからは、教え  
を守り、事件や事故の現場を訪  
れては写真を撮ったりしてきま  
した。

予定がぎっしり詰まっている  
と、なかなか外出するのは難し  
いのですが、こうしたドラマの  
主人公たちを見ていると、ちゃ  
んと現場に足を運ばないといけ  
ないな、という思いを新たにさ  
せられるのでした。

## 菅佐知子事務員の



### うまれる

久々に紙面を頂きました、事務局の菅です。

このところ、映画館で映画を見なくなってしまいました。最後に映画館で映画をみたのはいつだったかなあと思い返してみれば、なんと去年の1月。そんな状態の私ではありますが、今回は映画『うまれる』をご紹介します。

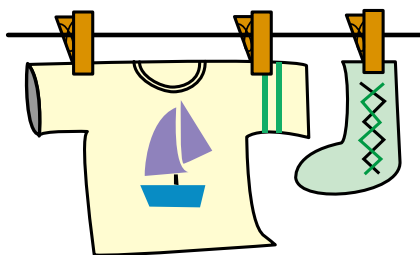
この『うまれる』という映画は、昨年11月京都弁護士会主催の自主上映会で出会いました。『うまれる』は胎内記憶をモチーフに、命を見つめる4組の夫婦の物語を通して、【自分たちが生まれてきた意味や家族の絆、命の大切さ、人との繋がりを考える、ドキュメンタリー映画】です。

この映画は、夫と生後8か月の娘と家族三人でみた初めての映画です。当時、私は初めての育児に息切れ気味の頃でした。というのも、娘は生後1ヶ月を過ぎたあたりから、中々まとまって眠らず、母親の私も夜は1時間続けて眠ることが出来

ばいいほうだったのです。睡眠不足から自分に余裕がなく、マイナスのことばかり考えてしまっていました。

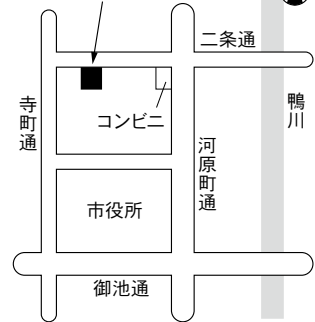
そんな頃、この映画に出会ったのです。妊娠出産は当たり前のことではなく、生まれてくることがいかに奇跡的であること、生まれてきたすべての命が尊いこと、が描かれていました。自分でも単純だなあとはいいますが、娘は自分を選んで生まれてきてくれたのだ、と改めてそう、思いました。今はしんどいけれど、今日心の底から自分を母親にしてくれてありがとう、そう思った今の気持ちを忘れないでおこうと感じたのです。

映画『うまれる』は、残念ながら現在のところDVD化はされていません。もしお近くで自主上映会がなされた時には足をお運びいただき、見てくださったらいいな、と思います。私も機会があれば、もう少し大きくなった娘と一緒にまたみたいな、と思っています。



### 事務所へのアクセス

京都さつき法律事務所  
(延寿堂第二ビル2階)



河原町通二条の交差点を西へ入り、少し行った南側、漢方薬局「延寿堂ビル」の2階です。

交通機関は、地下鉄東西線又は市バス「市役所前」から歩いて5分弱、京阪三条駅から歩いて10分程度。

お車でお越しの際は、事務所専用の駐車場は設けておりませんので、付近の駐車場をご利用ください。

### 編集後記

今年の夏は猛暑の可能性が高いそうです。今年は例年以上に熱中症対策が必要になります。特に小さなお子様や高齢者の方々は熱中症になりやすいそうです。熱中症対策にはこまめな水分補給、塩分補給、快適な睡眠環境、バランスのいい食事が効果的です。みなさまもどうか熱中症には十分お気を付け下さい。

当事務所は8月13日(土)から8月16日(火)までお盆休みをいただきます。どうぞよろしくお願いたします。

